

よくある質問（実践研修）



◆申込時◆

Q 1	現在は何の機関（団体・法人・事業所等）にも所属していない。 個人での申し込みは可能ですか。
-----	--

個人でのお申し込みはできません。

受講希望者の所属機関（団体・法人・事業所等）からお申込みください。

例えば、「個人で法人を立ち上げ、自分が代表かつサビ管をやる予定」の場合は、立ち上げ予定の法人名（仮称可）、立ち上げ予定の事業所名（仮称可）、ご自身を代表者とし申し込みし、実務経験証明書をご提出ください。

※サビ管・児発管を必要とする機関からの応募のみ、受付けています。

※受講決定後、本会より郵送物があります。受け取りの可能な法人・事業所の住所・常時連絡可能な電話番号をご記入ください。

Q 2	今勤めている事業所は、サビ管・児発管を必要としていない。どうすればよいですか。
-----	---

申し込みは、サビ管・児発管を必要としている機関（団体・法人・事業所等）からの応募のみ、受付けています。

現在お勤めの法人等を退職した場合は、転職先の法人からの申し込み、または立ち上げ予定の法人等でサビ管・児発管として働く予定の場合は、立ち上げ予定の法人等から、お申し込みください。

※受講決定後、本会より郵送物があります。受け取りの可能な法人・事業所の住所・常時連絡可能な電話番号をご記入ください。

Q 3	自分が基礎研修修了後の実務経験が6カ月以上で受講可能なのかわかりません。
-----	--------------------------------------

実施要領（別紙4）をご確認ください。

※「個別支援計画作成の業務」に従事している旨を届け出た従事期間が6カ月以上必要です。

※サビ管・児発管としてみなし配置された期間も含みます。

※指定権者への届出書類とは、以下のもの等が該当します。

（指定権者ごとに様式や必要書類は異なります）

- ・変更届け出書（運営規程の変更）
 - ・サービス管理責任者等実践研修に係る実務経験（OJT）の特例に関する届出書
 - ・サービス管理責任者等実践研修の受講資格に係る届出書
 - ・その他、受講対象者が「個別支援計画作成の業務」に従事している旨が確認できるもの
- ※受講対象者の氏名、従事する期間、従事する内容 が確認できる書類を添付ください。

Q 4	必要な修了証書の写しについて、旧姓で記載の場合どうすればよいですか。
-----	------------------------------------

修了証書の写しに、旧姓である旨を一筆そえてください。

Q 5	サビ管・児発管の両方の修了証が欲しい場合はどうしたらよいですか。
-----	----------------------------------

サビ管（基礎研修）と児発管（基礎研修）の修了証の写しをどちらも提出ください。

※基礎研修で修了されたもののみ、実践研修の修了証を発行することができます。

（追加発行・業種変更はできません）

※児童発達支援管理責任者として必要な実務経験を満たしている場合、サービス管理責任者の修了証書をもって児童発達支援管理責任者として従事することができます。同様に、児発管の修了証をもってサビ管として従事することもできます。詳細は指定権者にお問い合わせください。

Q 6	愛知県外の事業所からの応募は可能ですか。
-----	----------------------

拒むものではありませんが、対象者を「愛知県内に所在する事業所等に従事し」としています（実施要領 P1 の 2 対象者）。愛知県内の事業所からの応募を優先して受講決定いたします。

Q 7	基礎研修を愛知県以外の都道府県で修了しています。
-----	--------------------------

基礎研修を修了された都道府県について問いません。お持ちの修了証の写しを添付してください。

◆実務経験◆

Q 8	自分の実務経験が、実務経験一覧（実施要領 別紙 1 参照）に該当しているのかわかりません。（掛け持ち、非正規で働いていた期間があります。）（勤務していた事業所が対象となるかわかりません。）
-----	--

雇用形態や、勤務形態に関わらず、日数に換算することができます。

1 年以上の実務経験とは、実務に従事した期間が 1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 1 年あたり 180 日以上あることを言います。

その他、実務経験の詳細は、配置予定の事業所を所管する指定権者にお問い合わせください（実施要領 別紙 3 参照）。

※指定権者へお問い合わせの際は「配置に必要な実務経験について、確認したい」とお伝え下さい。

※研修実施機関（愛知県社会福祉協議会）では、日数・時間の細かい計算、資格の確認、

仕事内容等細かい部分まで確認できません（研修実施機関には判定の権限がないため、回答できません）。指定権者へ事前に確認することをお勧めします。

※指定権者に確認された内容については、実務経験証明書の欄外に「指定権者確認済み」と補記してください。

Q9	実務経験に換算する期間の中で、転職をしています。実務経験証明書はどのように用意したら良いですか。
----	--

愛知県社会福祉協議会発行の実務経験証明書を使用して、現在の所属機関（団体・法人・事業所等）が、過去の実務経験についてもご記入ください。（時系列で1枚にまとめて記入してください）

研修実施機関（愛知県社会福祉協議会）では、現在の所属機関（団体・法人・事業所等）の、過去の業務歴の確認方法については、問いません（実務経験の確認等で使用した書類の添付は不要です）。

Q10	実務経験証明書に書ききれない場合はどうすればよいですか。
-----	------------------------------

複数枚にわたって、ご記入ください。押印もしてください。

Q11	実務経験証明書のA・Bにはどんな違いがありますか。
-----	---------------------------

提出書類については、実施要領4 受講申込の「提出書類」一覧をご確認ください。

実務経験証明書A→ サビ児管研修（基礎研修）を修了された方

実務経験証明書B→ 平成30年度までの旧カリキュラムでサビ児管研修を修了された方

◆申込後◆

Q12	受講可否は、いつ、どのようにわかりますか。
-----	-----------------------

11月10日までに法人・事業所の住所宛てに郵送にて連絡予定です。